



平成27年1月発行

法人ニュース仙南

第44号
2015



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／渡邊 大助

編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>



写真：阿武隈ライン船下り「こたつ船」(提供：丸森観光案内所)

主な内容

会長挨拶	2	：	事業報告	7
マイナンバー制度について	3	：	周知事項等	13
平成27年度税制提言	5	：	税務署だより	14

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助
(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業運営にご協力、ご支援いただき、厚くお礼申し上げます。新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。

東日本大震災から4年が過ぎようとしていますが、被災地の状況をみますと、被災規模の大きさに加え、資材価格の高騰や人手不足等により、復旧・復興の進捗も遅れ、未だ道半ばとなっております。政府は、いわゆる「アベノミクス」により「①大胆な金融緩和政策 ②公共事業中心の財政政策 ③規制緩和による成長戦略」の三本の矢の施策に積極的に取り組み「デフレからの脱却」と「富の拡大」を目指し経済活動の好循環を推し進めておりますが、昨年4月の消費税の増税(5%→8%)後の消費の落ち込みが想定以上に大きく、また、為替相場の急激な変動(円安)等による輸入の物価上昇も有って、業績好調な輸出関連の大企業から、内需中心の国内中小企業の業績へのプラスの波及効果が表れていないのが現状です。そのような最中において、昨年は、年末に衆議院選挙が実施され予想通り与党が大勝したことから、前記のような経済政策の一層の推進が見込まれ、今後の景気回復に期待するところ大であります。

さて、当会は、昨年4月1日より公益社団法人として新たなスタートを切りまし

た。これより、従来の会員を対象とした活動から、会員以外の法人等にも門戸を開きより広範囲な活動する責務が課せられることとなり、各種講習会や広報等活動の範囲を拡大しているところです。

当会における今年の活動は「①税に関する知識の普及・納税意識の高揚、税制等調査活動の実施 ②企業経営の安定化のためのセミナー等の開催 ③社会貢献活動の展開」の3本柱を中心に、社団法人化以降30余年にわたり活動してきた経験と実績をさらにブラッシュアップし取り組むこととします。

税に関する活動における税知識の普及・納税意識の高揚策としては、小学生を対象とした租税教室、法人を対象とした税制改正セミナー、各支部との連携による税の広報活動等を積極的に推し進めてまいります。税制等に関する調査研究としては、平成28年度に向けて、税に関する提言活動を積極的に推し進めてまいります。

企業経営の安定化のためのセミナーにおいては、来年1月運用開始予定の「マイナンバー」制度の理解と円滑な運用に向けた講習会の実施、中小企業向けの経営セミナー等の開催を積極的に推し進めてまいります。

社会貢献活動においては、健全な青少年育成を図るため「わんぱく相撲大会」への支援、介護施設支援としての物資寄贈、節

電運動としての「いちごプロジェクト(使用電力15%削減)」による広報活動、世界の子供たちへワククチンを提供するための「エコキャップ回収」等を引き続き積極的に推し進めてまいります。

そのほかの活動として、会員及び会員の従業員・家族を対象に、経営リスク低減に向けた各種保険商品の案内、健康管理のサポートとしての健康診断の充実等を推し進めてまいります。

法人会は、全国82万企業の会員が、全国441の法人会組織に拠って一貫して地域に密着した活動を展開しています。当会においても、全国の法人会とともに社会への貢献に一層の努力をして参りますのでよろしくご協力方お願い申し上げます。

最後になりましたが、法人会の課題の一つに会員増強があります。近年、会員の減少傾向が鈍化したものの、依然会員は減少傾向にあります。公益社団法人移行後における活動を充実したものとするためには、会員収入等財政基盤の確立が喫緊の重要な課題であり、今後とも広く法人会活動を世間にアピールし、会員減少に歯止めをかけ、会員増強に繋げてまいりたいと考えております。つきましては、会員の皆様には、当会の事業運営に積極的に参画されたいとお知りに、お知り合いの非会員の方々に、法人会への加入勧奨をあらゆる機会を通して積極的に実施していただくようお願い申し上げます。

本年は羊(未)年です。羊の年は、「春の陽の気が大いに伸長発展して、萬草木を茂らせ、滋味が加わる」と言われております。被災地の早期復旧・復興と、会員の皆様のご健勝及びご発展をご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

謹賀新年

- 会長 渡邊 大助(白石)
仙南信用金庫
- 副会長 村上 睦夫(白石)
(株)朝文堂
- 庄司 清一(角田)
(有)角田防災
- 大沼 毅彦(柴田)
(株)サカモト
- 齋 清志(大河原)
(株)サイ薬局
- 佐藤 義信(蔵王)
丸山(株)
- 春日部泰昭(丸森)
(株)春日部組
- 鈴木 正司(川崎)
(有)鈴木設備工業所
- 大沼 克巳(村田)
オオヌマ(株)
- 永井 政雄(七ヶ宿)
新誠木材(株)



四氏が表彰の榮譽に輝く

東北六県法人会連合会会長表彰



佐藤義信氏 春日部泰昭氏

大河原税務署長表彰



永井政雄氏 庄司清一氏

平成26年度における大河原税務署長表彰式は11月11日に大河原町「ララ・さくら」において、東北六県法人連合会会長表彰は11月5日仙台市「江陽グランドホテル」においてそれぞれ挙行され、当法人会からは次の四氏が表彰されました。

受賞された方々は申告納税制度の普及発展と、永年にわたる法人会活動の功績が評価されたものです。(肩書は現役職・敬称略)

◇大河原税務署長表彰
副会長 庄司 清一
副会長 永井 政雄
副会長 春日部 泰昭
副会長 佐藤 義信

◇東北六県法人会連合会会長表彰
副会長 春日部 泰昭
副会長 佐藤 義信

マイナンバー 個人番号 法人番号

マイナンバー法が施行されると 税・社会保険の実務はどう変わるのか?

特定社会保険労務士 小島 信一

昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称「マイナンバー法」)が公布され、来年10月には国民1人に1つの番号(これを個人番号といいます)が付与されます。

本稿では、平成27年10月以降、大きく変わりそうな社会保険・税の会社事務について概説します。

●マイナンバー制度とは何か

マイナンバー制度は、簡単にいうとどういうものなのでしょうか。

内閣官房の資料によると、「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるというこの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって

利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である」と記載されています。

今後、マイナンバー制度は水道や電力、道路などのように、国民生活に描かせない「インフラ」基盤」になっていくのです。

●誰が対象となるのか

マイナンバーの対象は、個人と法人です。

報道等では個人番号に注目が集まっていますが、法人にも番号は付番されます。

個人番号は、住民票コードの付番履歴のある日本国民及び中长期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮滞在許可者、経過滞在者に対して市区町村が付番します。

新生児からお年寄り、外国人に至るまで自分の番号をも

つようになるのです。

なお、法人に対しては国、地方自治体、登記している法人、法令に基づき設置されている登記のない法人、納税義務や源泉徴収義務、法定調書の提出義務がある人格のない社団などに国税庁長官が付番して行きます。

●マイナンバー法がめざすもの

マイナンバー制度を政府が国民を監視するためのツールと誤解している向きもありますが、実際のところ法律を呼んでみると、そうではないことが分かります。

どちらかというと、社会保険の給付を適切に行いたい、そのために所得等を正確に把握したい、という趣旨になっています。

マイナンバー法によって実現したいことは、次のような

- ① よりきめ細やかな社会保険給付の実現
例) 総合合算制度(仮称)の導入、高額医療制度・高額介護合算制度の現物給付化(費用立替をなくす)、給付過誤や給付モレ、二重給付の防止ができる。
- ② 所得把握の制度の向上
番号を使うことで効率的に名寄せ・突合することが可能となるため、所得の把握が容易になる。
- ③ 災害時における活用
例) 災害時要援護者リストの作成および更新、災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建への効果的な支援などが考えられる。
- ④ 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる
例) 各種社会保険料の支払い、サービスを受けた際に支払った費用の確認、制度改正等のお知らせ、確定申告等の行う際に参考となる情報の確認などができるようになる。
- ⑤ 事務・手続の簡素化、負担軽減
所得証明や住民票の添付省略、医療機関における保険資

風間白石市長及び安藤白石市議会副議長へ当会副会長佐藤義信より「平成27年度生成改正に関する提言書」を交付

場所：白石市市役所応接室 交付日：平成 26 年 11 月 26 日（水）



平成二七年度税制改正に関する提言《要約》

■平成二七年度税制改正スローガン

- まだ道半ば。
- 国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！
- 厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！
- 法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

《基本的な課題》

I 社会保障と税の一体改革と今後のありかた

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的な考え方
社会保障給付の急速な増大が不可避であることから、給付の「重点化・効率化」による抑制化の推進に向けた改革の提言
- (1) 年金について
●マクロ経済スライドの厳格な適用、支給開始年齢の引上げ、高所得者の年金給付の削減。医療について
●大胆な規制改革、診療報酬体系の見直し、後発医薬品の使用促進による給付の抑制。介護保険について
●真に介護の必要なものとそうでない者とのメリハリをつけた給付への見直し。生活保護について
●給付水準のあり方の見直し、不正受給の防止等。
●保育所の整備等現物給付へのシフト。
- (2) 消費税率引き上げに伴う対応措置
●中小企業が適正に価格転嫁できるように、実効性の高い対策の実施。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ
(2)(1) 法人実効税率20%台の実現。
代替財源においては、中小企業に十分配慮すること。
2. 今後の税制改革のあり方
●経済社会の大きな構造変化に対応した視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直し。
3. 共通番号制度について
●国民の利便性の向上と国民への周知・定着の取組。
●個人情報漏洩、プライバシー保護等の適切な運用及びコスト意識の自覚。
4. 行政改革の徹底
(2)(1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。
(2)(2) 国・地方公務員の人員削減、賃金体系の見直しによる人件費の抑制。
(2)(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。積極的な民間活力の導入。
5. 財政健全化に向けて
(1) 財政健全化の達成に向けて
●聖域なき歳出削減が不可欠で、各歳出分野に削減目標を定め、必要な具体策と工程表を明示し着実に実行。
(2) 消費税の更なる引上げについて
●財政健全化の阻害要因とならないように十分注意。
(3) 国債への対応
●市場の動向を踏まえた細心の財政運営の実施。

ページで公開されるようになります。

●実務上の留意点

まずは、自社のマイナンバー対応範囲とスケジュールを確認します。

人事・労政、経理などは当然として、営業の部署はどうでしょうか。

マイナンバーは顧客や個人の取引先などからも番号を取得する必要があるので、番号について関わる関係部署はどこなのか、を確認します。

次に、社員に対する教育・研修が必要になるでしょう。マイナンバー制度の概要は、全社的に周知徹底しておくべきです。

なぜなら、マイナンバー法は、すべての民間企業に対して、特定個人情報（マイナンバー）のついた個人情報（マイナンバー）に関する管理義務を置いていきます。

そして、漏えい等した場合の罰則がかなり厳しいものになっていくからです。

個人情報保護法よりも情報の管理等が厳格であることに留意が必要です。

●人事給与、経理関係の部署

社員の所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料（健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険）の納付、被保険者資格及び給付に関する申請や異動等に関する届出においてマイナンバーを利用します。

以上、マイナンバー法について個人番号中心に見てきましたが、法人番号利用についての視点も考慮しておくといいでしょう。

1つの法人に1つの番号が付番されるのですから、法人情報の名寄せ・突合を効率的に行うことができるようになりますし、EDI（電子データ交換）取引等で活用できることが期待されています。

法律名	条文番号	届出事項
健康保険法	48条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
厚生年金保険法	27条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
雇用保険	7条	被保険者の資格取得および喪失
所得税法	225条	利子所得、配当所得に関する支払調書、報酬、料金、契約金、利子等に関する支払調書、損害保険・生命保険の保険金給付に関する支払調書、不動産等の譲渡対価・貸付斡旋手数料の支払調書など
国外送金等支払調書法	4条1項	国外送金等支払調書

格の確認の簡素化、法定調査の提出に係る事業者負担の軽減などが考えられる。

⑥ 医療・介護サービスの向上

継続的な健康情報・予防接種履歴の確認、乳幼児健康診断履歴の継続的把握における児童虐待の早期発見、難病等への医学研究において、継続的で正しいデータの蓄積が可能、地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる、各種行政手続において診断書添付の省略、年金手帳、医療保険証、介護保険証の一元化などができます。

以上が大綱で記載された今後実現したいことです。

ただ、これらはすぐにできるものも、法改正が必要なものもあるため、今後少しずつ取扱いが変わってくるようになります。

当面は、⑤の行政事務効率化が始まって行きます。

●民間事業者（企業）が個人番号を利用する場面

民間事業者（企業）は、従業員・顧客・株主などから、個人番号（マイナンバー）を記載した書面などを受け取り、

「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」といった法定調査に個人番号を記載した上で、税務署に提出します。

また、年金、健康保険、雇用保険などの各種社会保障手続において、従業員から個人番号を記載した申請書などを受け取り、日本年金機構や健康保険組合などへ提出します。

●今後のスケジュール

マイナンバー法は、平成25年5月31日に公布されました。その後、本年1月1日には特定個人情報委員会が設置されるなど、準備は着々と進んでいます。

今後は、平成27年10月をめどに個人番号が各市区町村から通知され、平成28年1月をめどに個人番号の利用が開始される予定です。

なお、番号通知の方法ですが、郵送で、住民票のある住所に「通知カード」によって行われます。

一方、法人番号は平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知される予定です。また、法人番号はホーム

1. 税務知識普及・納税意識高揚事業

会員及び一般に向けて税知識の普及、納税意識の高揚を図るため各種イベントを実施

●税知識の普及等を図るため、改正税法説明会、新設法人説明会等を実施

【改正税法説明会】

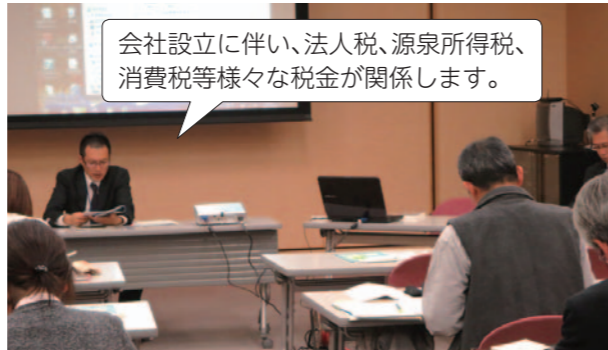
- ・実施日：平成26年9月17日
- ・場 所：仙南建設会館（大河原町）
- ・講 師：及川辰也氏（法人課税第一部門上席調査官）
- ・参加者：28名



H26 税制改正で、法人税、所得税、資産税、消費税、相続税、贈与税等が改正されています。

【新設法人説明会】

- ・実施日：平成26年11月14日
- ・場 所：大河原コミュニティセンター
- ・講 師：藤原敏浩氏（法人課税第一部門統括調査官）
及川辰也氏（法人課税第一部門上席調査官）
- ・参加者：10名



会社設立に伴い、法人税、源泉所得税、消費税等様々な税金が関係します。

【仙南優法会との共催による税務講演会】

- ・実施日：平成26年11月13日
- ・場 所：和洋亭ぶざん（大河原町）
- ・講 師：藤原敏浩氏（法人課税第一部門統括調査官）
- ・テーマ：国税査察制度のあらまし及び相続税等の税制改正あらまし
- ・参加者：14名



相続税、贈与税がH27年1月1日より変更となります。注意してください。

【全国青年の集い（第28回）秋田大会】

- ・実施日：平成26年11月20日~21日
- ・場 所：秋田県民会館
- ・プレゼン：みやぎのキズナ（宮城県青連）



租税教育活動プレゼンテーションの全国大会模様。

【租税教室】

- ・実施日：平成26年12月2日、5日、17日、18日、19日、平成27年1月27日
- ・場 所：丸森小、小原小、宮小、舘矢間小、船迫小、村田小
- ・講 師：青年部会、女性部会メンバー
- ・テーマ：税金について
- ・実施数：6小学校



【女性部会・租税教室模様】
このように安全・安心で暮らせるのも、税金を上手に使っているからです。



【青年部会・租税教室模様】
皆さんのお小遣いからも、税金は払われています。

《税目別の具体的意見》

1. 法人税関係
 - ・役員給与の損金算入の拡充。
 2. 所得税関係
 - (1) 所得税のあり方。
 - 基幹税としての財源調達機能の回復。
 - 各種控除制度の見直し。
 - 個人住民税の均等割の見直し。
 - 少子化対策。
 - (2) 相続税・贈与税関係
 - 相続税の負担率は、先進主要国並みであることからのこれ以上の負担強化はしない。
 - 贈与税の経済活性化に向けた見直し。
 - 贈与税の基礎控除の引き上げ。
 - 相続時精算課税制度の特別控除額の引き下げ。
 3. 相続税・贈与税関係
 - (1) 相続税の負担率は、先進主要国並みであることからのこれ以上の負担強化はしない。
 - (2) 贈与税の経済活性化に向けた見直し。
 - 贈与税の基礎控除の引き上げ。
 - 相続時精算課税制度の特別控除額の引き下げ。
 4. 地方税関係
 - (1) 固定資産税の抜本的見直し。
 - 収益性を考慮した商業地用宅地の評価。
 - 経過年数に応じた居住用家屋の評価。
 - 減価償却資産の「少額資産」の範囲を、国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）までに拡大。
 - 土地の評価の一元化。
 - 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止。
 5. その他
 - (2)(1) 配当に対する二重課税の見直し。
 - (2)(1) 電子申告の推進。
- ※ 詳細については、法人会のホームページをご覧ください。

III 国と地方のあり方

- (1) 地方の自立・自助の体質構築について
- (2) 道州制の導入・市町村合併の推進による広域行政による効率化。
- (3) 「事業仕分け」的手法の導入による地方の行政改革推進。
- (4) 地域の民間企業の実態に準拠した給与体系へ見直しによる地方公務員給与の是正。
- (5) 地方議会のスリム化、チェック。機能の強化、と行政委員会委員の報酬の日当制の導入。

IV 震災復興

- 復興事業の予算を適正かつ迅速な執行による被災地の復興の促進。
- 原発事故への対応を含めた適正な支援の継続。
- 被災地の企業の定着・雇用促進に向けて、実効性のある措置を講ずること。

税理士会による無料相談所とは

わが国では、納税者自身が自分の所得や税額を計算して納付する（自主申告納税制度）を採用しております。税理士は、このような制度の中で納税者が正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成指導や税務代理などを目的とする職業専門家であります。

税理士記念日
無料相談会

私たち税理士は、税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者の皆さんたちが自分で申告書を作成できるように、相談所を開設しております。

- ◆日時 平成27年2月23日（月）10時~15時
- ◆場所 各税理士事務所（※相談希望の方は平成27年2月20日までに、下記の事務局までご連絡下さい。）
- ◆内容 所得税の確定申告相談、確定申告の作成指導、消費税等の税務相談
- ◆主催 東北税理士会大河原支部
- ◆事務局 高橋武税理士事務所 Tel. 0224-52-4503

3. 社会貢献事業

地域社会の発展に貢献するための取組を実施

【ボーイスカウトへの寄贈】

- ・実施日：平成26年10月16日
- ・場 所：仙南法人会事務室
- ・寄付先：ボーイスカウト仙南地区白石第1団
- ・寄贈品：キャンプ用テント



親善ゴルフ大会のチャリティ募金を寄付致します。大いに活用してください。

【女性部会による節電活動(いちごプロジェクト)】

- ・実施日：平成26年①8月11日、23日、②12月22日
- ・場 所：①白石夏祭り会場、松ヶ丘河川公園(蔵王町)、②スーパービック川崎店
- ・活動内容：①節電PRのチラシ、うちわを配布 ②防寒グッズを配布し、節電協力依頼
- ・参加者：300人



【冬のPR活動】おばあちゃん、節電に協力お願いします。寒いけど風邪ひかないようにね!

【夏のPR活動】暑いけど、地球温暖化防止のため、節電協力お願いします!

【女性部会による被災地視察復興応援・防災研修】

- ・実施日：平成26年11月21日
- ・場 所：武田かまぼこ店(塩釜)
- ・活動内容：被災地支援と震災から学んだ防災の研修会
- ・参加者：13人



東日本大震災当時の模様です。常日頃からの防災意識が大切です。

震災の励ましの手紙や、メッセージ

4. 会員交流

異業種交流による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

- ・実施日：平成26年9月24日
- ・場 所：表蔵王国際ゴルフクラブ
- ・参加者：31人
- ・その他：チャリティ募金を合わせて実施



今日は、優勝目指して頑張るぞ〜! チャリティ基金にも協力を...



私が、優勝しました!

【青年部会による税務講演】

- ・実施日：平成26年12月7日
- ・場 所：晴風荘新館(相馬市)
- ・講 師：横田事務局長
- ・テーマ：消費税の転嫁について
- ・参加者：8名



適正な消費税の転嫁は、法律で保護されています。困ったときは、公取委等へ相談してみましょう。

【税のえはがきパネル展示会】

- ・実施日：①平成26年10月7日~15日 ②平成26年12月1日~5日
- ・場 所：①大河原税務署1F ②村田小、村田第2小



うまくかけているな〜。僕も応募してみよう!

2. 経営支援揚事業

企業経営の安定のために各種セミナー等を実施

【中小企業会計啓発・普及セミナー】

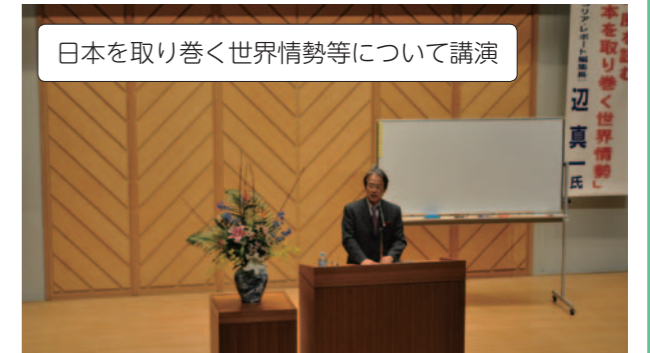
- ・実施日：平成26年10月6日
- ・場 所：仙南建設会館(大河原町)
- ・講 師：米田 正美氏(中小企業診断士 税理士)
- ・テーマ：企業の継続成長を目指す会計
- ・参加者：28名



中小企業の経営基盤強化に向けて、事業計画やキャッシュフローの管理が大切です。

【仙南ひまわり会講演会】

- ・実施日：平成26年11月8日
- ・場 所：しんきんホール(仙南信用金庫本店)
- ・講 師：辺 真一(コリア・レポート編集長)
- ・テーマ：アジアの風を読む 日本を取り巻く世界情勢
- ・参加者：280名



日本を取り巻く世界情勢等について講演

【移動講演会】

- ・実施日：平成26年11月19日
- ・場 所：旅館三治郎(遠刈田)
- ・講 師：大江 広満(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)
- ・テーマ：雇用トラブル対策セミナー「多様化する雇用トラブルへの対処方法」
- ・参加者：35名



パワハラ、セクハラ等のハラスメントの雇用トラブルが増えており、訴訟件数も増加しています。



ハラスメントは相手の受け取り方により発生する雇用トラブルです。日頃からのコミュニケーションが大事です。

【丸森支部】

★丸森町商工会との合同講演会

- ・実施日：平成26年11月26日
- ・場 所：国民宿舎 あぶくま荘
- ・テーマ：医療格差とセカンドオピニオンの重要性
- ・講 師：吉居 真 氏 (T-PEC 認定アドバイザー)
- ・来場者：20名



【川崎支部】

★川崎商工祭における税のPR活動

- ・実施日：平成26年10月19日
- ・場 所：国道286号沿い特設会場 (川崎町)
- ・来場者：500名



【村田支部】

★陶器市における税のPR活動
(絵はがき展、税クイズコーナー他)

- ・実施日：平成26年10月17日
- ・場 所：相山タクシー
- ・来場者：250名



【七ヶ宿支部】

★税の意識高揚を図るため、税務講習会や租税教室を実施

①税務講習会

- ・実施日：平成26年9月18日
- ・場 所：開発センター
- ・テーマ：消費税転嫁について
- ・講 師：川田税理士
- ・参加者：7名

②租税教室

- ・実施日：平成26年11月13日
- ・場 所：開発センター
- ・テーマ：税務署の仕事
- ・講 師：日出山大河原 税務署長
- ・参加者：34名



6. 各種会議等

事業運営のために各種会議において、議論を実施

【理事会 (第2回)】

- ・実施日：平成26年8月21日
- ・場 所：和洋亭ぶざん (大河原町)



9件の審議案件と5件の報告事項について付議し了承された

【総務委員会 (第2回)】

- ・実施日：平成26年12月4日
- ・場 所：仙南法人会事務室



各種規程等の制定・改定及び役員の改選等について議論

5. 各支部活動

各支部における税のPR活動及び経営支援活動等

●各支部活動

【白石支部】

★白石農業祭における税のPR活動

- ・実施日：平成26年11月8日
- ・場 所：ホワイトキューブ
- ・来場者：300名



【白石支部】

★パソコン教室

- ・実施日：平成26年11月20日、27日
- ・場 所：白石商工会議所
- ・来場者：10名



【角田支部】

★かくだふるさと夏まつりにおける税のPR

- ・実施日：平成26年8月14日
- ・場 所：仙台銀行駐車場
- ・来場者：300名



【柴田支部】

★しばた産業フェスティバルにおける税のPR

- ・実施日：平成26年10月19日
- ・場 所：船岡小学校校庭及び体育館
- ・来場者：200名



【大河原支部】

★オータムフェスティバルにおける税のPR活動
(税クイズ抽選会)

- ・実施日：平成26年10月26日
- ・場 所：大河原町役場
- ・来場者：300名



【蔵王支部】

★産業まつりにおける税のPR活動等

- ・実施日：平成26年10月18日~19日
- ・場 所：蔵王町ございんホール
- ・来場者：250名



【福利厚生商品説明会】

- ・実施日：平成26年11月19日
- ・場所：旅館三治郎
- ・説明者：大同生命保険(株) (北條課長)、A I U 損保(株) (新庄社員)、アフラック (土井支社長補佐)



移動講演会における各受託会社（保険事業者）の商品案内

主な事業の12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事業	その他
4		・第1回理事会
5	・定時社員総会における記念講演会	・定時社員総会、各支部・各部会総会
6	・わんぱく相撲大会 ・法人税申告等に係る説明会（上期） ・社員教育セミナー（スマートホン・タブレット活用講座）	・広報委員会 ・税制委員会
7		・広報委員会 ・厚生委員会 ・事業委員会
8	・夏の節電啓発活動（女性部会） ・各支部における税のPR活動（8月～11月）	・第2回理事会 ・広報誌発行「夏号」 ・総務委員会 ・組織委員会 ・支部担当者会議
9	・改正税法説明会 ・親善ゴルフ大会	■会員増強特別運動（9月～12月）
10	・税に関する絵はがきパネル展示（大河原税務署） ・中小企業会計啓発・普及セミナー ・ボーイスカウトへの寄贈	・東北税理士大河原支部との連絡協議会
11	・仙南ひまわり会講演会 ・移動講演会（雇用トラブル対策セミナー） ・新設法人説明会 ・年末調整説明会 ・H27税制改正要望陳情（白石市、白石市議会） ・税務講演会（仙南優法会共催） ・青年の集い秋田大会（青年部会）	■税を考える週間（11月11日～17日） ・厚生委員会 ・広報委員会
12	・被災地視察復興応援・防災研修（女性部会） ・税務講演会（青年部会） ・税に関する絵はがきパネル展示（村田小、村田第2小） ・租税教室（丸森小、小原小、宮小、館矢間小、船迫小） ・冬の節電啓発活動（女性部会）	・総務委員会 ・事業委員会 ・広報委員会
1	・租税教室（村田小） ・法人税申告等に係る説明会（下期） ・理事会開催時における大河原税務署長講演会	・第3回理事会 ・広報誌発行「冬号」
2	・税に関する絵はがき選考会 ・特別講演会（青年部会主催）	
3		・第4回理事会

お知らせ

- 相続税が平成27年1月1日より改正となっています。
・相続税の基礎控除額が、大幅に引き下げられ、税率も変更となっていますので、取扱いに注意願います。
詳細は最寄りの税務署又は国税局のホームページ等をご覧ください。
- 交際費等の損金算入制度が、平成26年4月1日以後開始の事業年度から改正となっています。
・交際費の損金算入が緩和されています。詳細は最寄りの税務署又は国税局のホームページ等をご覧ください。

【組織委員会（第1回）】

- ・実施日：平成26年8月27日
- ・場所：和洋亭ぶざん（大河原町）



会員増強施策について議論

【事業委員会（第2回）】

- ・実施日：平成26年12月4日
- ・場所：大河原町商工会



協賛金の取扱、下期事業計画について議論

【広報委員会（第3回、4回）】

- ・実施日：平成26年11月4日、12月17日
- ・場所：大河原駅前「オーガ」



会報「冬号」作成の内容等について議論

【厚生委員会（第2回）及び福利厚生連絡協議会】

- ・実施日：平成26年11月19日
- ・場所：仙南法人会事務室



福利厚生制度の充実等について議論

【支部担当者会議（第1回）】

- ・実施日：平成26年8月26日
- ・場所：仙南法人会事務室



支部の事務処理等について打合せ

【東北税理士会大河原支部との連絡協議会】

- ・実施日：平成26年10月2日
- ・場所：和洋亭ぶざん（大河原町）



会員増強の取組等について意見交換

給与所得者の確定申告について (確定申告が必要な場合及び還付となる場合の周知)

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

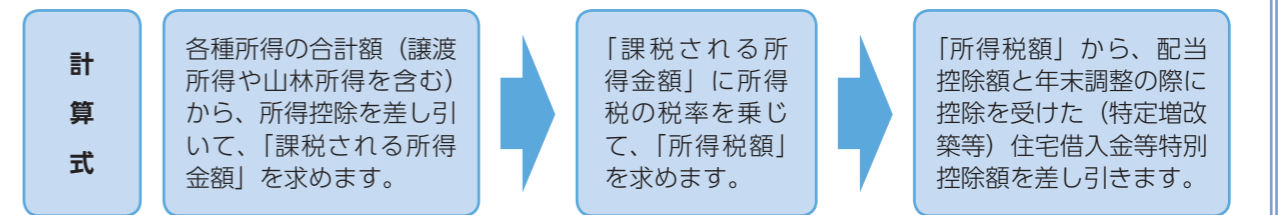
平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成27年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。還付申告については、平成27年2月15日(日)以前でも行えます。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っていませんが、平成27年2月22日(日)及び3月1日(日)において、下記の税務署等(仙台国税局管内)では、閉庁日対応を実施いたします。

- ・閉庁日対応を実施する税務署等
 - (1)青森、盛岡、仙台北、仙台中、石巻、山形、福島、郡山、いわき及び相馬税務署
 - (2)仙台北、仙台中及び仙台南税務署の合同会場
 - (3)秋田南及び秋田北税務署の合同会場
- ※ 詳細については、最寄りの税務署へ連絡をお願いします。

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。



- 給与の収入金額が2,000万円を超える
- 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
 - ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- 給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成27年3月16日(月)です。納期限までに、現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。その他、期限内申告に係る所得税及び復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利です。是非ご利用ください。

- (注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
2 納付が法定納期限(平成27年3月16日(月))に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

確定申告をすれば税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合など

- ※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要です。
- ※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。
- ※ 国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは…

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

- ※ 日本国内に住所を有しているか、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している方(居住者)のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税及び復興特別所得税を納める義務があります。
- ※ 平成25年分から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。
復興特別所得税は、平成25年分から平成49年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。
また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、「**復興特別所得税額**」欄の記載漏れの**ないようご注意ください**。

- ※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

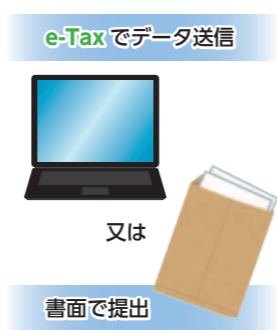
便利な申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!



画像の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「**e-Tax (電子申告)**」を利用して提出できます。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です



税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

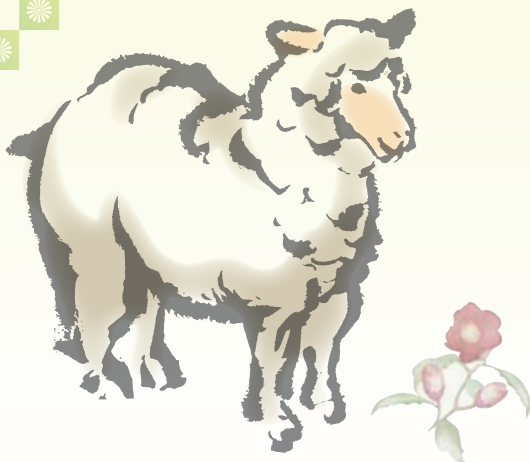
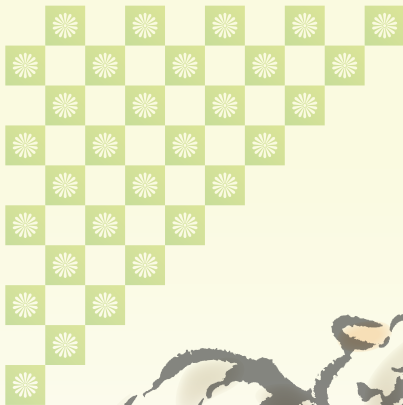
法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

仙台支社/ 仙台市青葉区大町1-1-1
(大同生命仙台青葉ビル) TEL 022-221-5486

AIU AIU保険会社

仙台支店/ 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
(仙台トラストタワー23F) TEL 022-726-7551



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります。
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます。

迎春

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

仙台総合支社
〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 エエル22F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505
受付時間/9:00~17:00 (土日祝日除く)



環境に優しい植物油インキを
使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。